

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年3月31日・東京都規則第90号

## 1 概要

### (1) 改正理由

ア 東京都自然公園条例の一部を改正する条例（令和3年東京都条例第45号）の施行に伴い受益者負担の適正化を図るため、自然公園施設に係る建物の使用料及び占用料の額を改める必要がある。

また、同条例の施行に伴い、東京都立大島公園海のふるさと村の施設改修工事に伴う管理形態の見直しにあわせて有料施設等の使用料の額を設ける必要がある。

イ 都政の構造改革におけるはんこレスの取組に伴い、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 受益者負担の適正化

規則別表第3に規定する建物の使用料及び別表第4に規定する占用料の額を改定する。

#### イ 使用料の規定の新設

有料施設等の使用料の額及びその徴収に関する規定を新設し、様式に所要の改正を行う。

#### ウ はんこレス関係

別記第1号様式から第51号様式までの様式（第49号様式を除く。）について押印を廃止する。

## 2 施行日

### (1) 受益者負担の適正化及び使用料の規定の新設

令和3年4月1日

### (2) はんこレス関係

令和3年3月31日

### 3 問合せ先

東京都環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3508

内線 42-685